「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」の改訂について

令和2年2月26日に定め、3月11日に改訂した「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」については、下記1のような現状を踏まえ、下記2のとおり、取扱いの内容の一部を変更するとともに、その運用期限を3月29日から4月12日まで延長するものとする。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染者は増え続けており、3月6日に本市においても 患者の発生が確認された。国内では、感染源が分からない感染者が増加している地域 が散発的に発生しており、①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離で の会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なる場を徹底的に回避する努 力を続けなければ、感染に気づかない人たちによるクラスター(患者集団)が断続的 に発生し、爆発的な感染拡大(オーバーシュート)を起こしかねないとされている。 経済活動等への配慮もさることながら、健康被害の抑制を優先することが極めて重要 な局面であることは変わっていない。
- 2 「広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針」の1の①及び③を次のように 変更する(下線が変更箇所)。
 - ① 開催を予定しているイベント等については、咳や発熱などの体調不良がある方、 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方、過去2週間以内に感 染拡大している地域や国への訪問歴がある方は参加しないこと、持病のある方や 高齢者、妊婦等は参加を控えることを必ず事前にホームページ等で告知する。<u>あ</u> わせて、有料のイベント等の場合には、上記に該当して参加しない方には原則と して料金を返金する旨をホームページ等で告知する。
 - ③ ②に該当しないものや、<u>入学式</u>等この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難なものについては、少なくとも下記2の感染予防対策を確実に実施するとともに、<u>別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」を参考に</u>イベント等の特性に配慮した対策を工夫の上、開催する。